

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年12月6日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年11月7日農林水産省告示第1796号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
増田直馬	浜松市天竜区春野町田河内字ライノウラ225 浜松市天竜区春野町田河内字ナギノ尻226（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所